

むすび丸ファンクラブ会員規約

(名称)

第1条 この会は、むすび丸ファンクラブ（以下「ファンクラブ」という。）という。

(定義)

第2条 本規約において使用する用語の定義は、下記のとおりとする。

- (1)「会員」とは、本規約を承諾の上、仙台・宮城観光キャンペーン推進協議会（以下「協議会」という。）所定の方法にてファンクラブへの入会を申し込み、協議会が入会を認めた者で、第7条第1項に定める条件を全て満たす者をいう。
- (2)「会員情報」とは、第8条第1項で定める入会登録手続の際及び第11条第5項に定める会員情報変更の際に会員が協議会に提供した情報をいう。
- (3)「会員証」とは、協議会の定める形式で発行される、ファンクラブの会員資格を有することを証する会員証をいう。

(目的)

第3条 ファンクラブは、ファンクラブ会員（以下「会員」という。）に対して、特典やサービス等を提供することにより、仙台・宮城観光PRキャラクター「むすび丸」と会員、ならびに会員相互の交流を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 ファンクラブは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員証の発行
- (2) 会員限定イベントの実施
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(会員規約)

第5条 この会員規約（以下「本規約」という。）は、協議会が運営するファンクラブへの入会申込み及びファンクラブのサービス（以下「本サービス」という。）の利用に関する一切の場合について適用され、会員はファンクラブへの入会を申し込んだ時点で、本規約の内容に同意し、本規約を協議会と会員との契約の内容とすることを合意するものとする。

- 2 本規約について変更、追加、修正、削除等（以下「変更等」という。）の必要が生じた場合、協議会は、変更等を行う前の本規約の目的に反しない範囲において、合理的かつ相当な本規約の変更等を行うことがある。

(通知)

第6条 協議会は、会員に対し、公式サイトへの掲載、電子メールの送信、その他協議会が適切と認める方法により、本規約の案内、イベントの告知など必要な情報を通知する。

2 前項で定める会員への通知が公式サイトへの掲載をもって行われる場合は、当該通知が公式サイトに表示され、会員において閲覧し得る状態となった時点をもって、また当該通知が電子メールの送信によって行われる場合は、当該時点において登録されている会員の電子メールアドレス宛に電子メールが送信された時点をもって、当該通知が完了したものとみなす。なお、その他協議会が適切と認める方法によって当該通知が行われる場合は、会員が当該時点までにあらかじめ届け出た連絡先に宛てて当該通知が到達した時点をもって、当該通知が完了したものとみなす。

(会員)

第7条 会員は下記の条件を全て満たすこと及びこれらを遵守することを保証するものとする。

- (1) 会員登録にあたり必要とされる全ての項目を正しく登録しており、虚偽の記載や誤記がないこと。
 - (2) 法人その他の団体ではなく個人であること。
 - (3) 未成年者である場合は、ファンクラブへの入会にあたり、事前に親権者など法定代理人の同意を得ており、その利用については親権者など法定代理人の同意と責任の下で行われること。
 - (4) 日本国内に居住し、国内郵便で配達可能な所在地に住所を持つこと。
 - (5) むすび丸が出演するイベント等の主催者から入手し、または入手しようとするチケットもしくはチケットに類するものを、第三者に転売または譲渡し、あるいは転売または譲渡しようとしたことがなく、またこれにかかる行為をしないこと。
 - (6) 個人で楽しむ以外の目的で会員の地位や権利を利用しないこと。
 - (7) 協議会が求めた場合は、直ちに本人確認証明書またはその写しを協議会に提示すること。
 - (8) 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。）に所属しておらず密接な関係を有していないこと。
 - (9) 第12条の禁止行為を行わないこと。
- 2 会員資格の有効期間は、会員証発行日から退会の日までとする。
- 3 イベント参加の会員受付について、抽選による場合や会場の都合等によって申込条件に制限がある場合があることを会員は承諾するものとする。

(登録)

第8条 入会希望者は、本規約の全てに同意した上で、別途協議会が定める手続をとることにより、ファンクラブへの入会申込みを行うものとする。なお、入会登録手続をする場合は、正しい情報を漏れなく入力するものとする。

2 協議会は、本規約に定める方法によるファンクラブへの入会希望者の入会申込みを受け付け、当該入会希望者が登録した電子メールアドレス宛に、当該会員の入会手続き完了を通知する電子メールを送信する。ただし、当該入会希望者による電子メールアドレスの誤登録や判読不可能な文字化け現象等、何らかの不具合が生じて電子メールを送信できない場合や、その他協議会の責めに帰さない事由による電子メールの不達・誤配・遅達・または受信拒否等によりメールが届かなかった場合について協議会は責任を負わない。

3 本条第2項に定める入会手続き完了の通知とともに、会員証を発行する。

(入会金・年会費)

第9条 入会金・年会費は無料とする。

(会員特典)

第10条 会員特典は別に協議会で決定する。会員特典を変更する場合、協議会は事前に会員に通知した上で、変更を行うものとする。

2 会員は、利用環境により、全部または一部の会員特典及びサービスを受けられない場合があることをあらかじめ承諾するものとする。

3 会員特典における全ての画像及び文字情報並びにその他本サービスにおける全ての情報（以下「本件情報」と総称する。）の著作権は、協議会に帰属するものとし、無断複製・転載・翻案等の一切を禁止する。

(会員の義務等)

第11条 会員は、協議会から付与された会員証を自己の責任で管理するものとし、会員の管理不十分、使用上の過誤、第三者による使用等により会員に損害が生じた場合、協議会は一切責任を負わないものとする。

2 会員は、協議会から付与された会員証を、第三者に貸与、転売、譲渡、名義変更等してはならないものとする。

3 会員証を紛失した場合、協議会は再発行の手続きを行わず、会員は再登録の手続きを行うものとする。

4 会員イベント会場などで協議会または協議会の委託業者が会員に対し会員証及び本人確認証明書の提示を求める場合があるため、会員は、イベント会場などへは必ずこれらを携帯するものとする。会員証及び本人確認証明書の提示を求められたにもかかわらず

会員がこれに応じない場合、または会員がこれらを携帯していない等の場合は、当該会場への入場を断ることがある（既に入場している場合、退場を求めることがある）。この場合、当該会員は理由の如何を問わず協議会に対して賠償請求をすることはできない。

- 5 登録済の会員情報に変更が生じた場合、会員は速やかに協議会が別途指定する所定の方法により変更手続を行うものとする。当該変更手続がなされなかったことにより、会員において、協議会の通知を受領できない、または会員特典を利用できない等の不利益を被った場合、協議会は一切の責任を負わないものとする。
- 6 会員は、自己の責任と費用において、通信機器・ソフトウェア等の準備、インターネット接続契約の締結等、本サービスを利用できる環境を準備するものとする。また、本サービスに関わる一切の通信料、接続料等は会員が負担するものとする。

（禁止事項）

第12条 会員が、以下に定める行為をすることを禁止する。

- （1）本規約に反する行為
- （2）会員資格（会員証を含む）の貸与・転売・譲渡・名義変更行為、架空名義の使用行為、他人の名義／住所／電話番号を借用する行為
- （3）会員としての地位ないし資格を利用した営利活動及びこれに準ずる行為
- （4）本件情報、むすび丸等の著作物を無断複製、改ざん、転載及び再配布する行為
- （5）会員特典及びサービス等についての以下の行為
 - ・会員特典及びサービスに含まれる著作権、商標権等の知的財産権、肖像権、パブリシティ権、プライバシー権、もしくはその他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
 - ・会員特典及びサービスによって得られた情報を、会員としての権利を行使する目的以外に利用する行為
 - ・会員のメールアドレス等を第三者に利用させ、また、譲渡、売買等する行為
 - ・コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、本サービスに関連して使用し、もしくは提供する行為
 - ・目的・手段の如何を問わず、会員特典として会員に交付された会報・記念品等の第三者に対する転売、有償無償を問わない譲渡、転売もしくは譲渡を試みる行為、または転売もしくは譲渡のために第三者に提供する行為
 - ・むすび丸、むすび丸の関係者（協議会スタッフ等を含む。）、ファンクラブの他の会員を含む第三者、協議会及び関連企業の財産、名誉、信用、プライバシー等の権利を侵害する行為、不利益を与える行為、その他迷惑行為
 - ・協議会の承諾を得ることなく、むすび丸またはむすび丸の関係者の写真・動画等を撮影・録音・録画する行為

- ・むすび丸またはむすび丸の関係者に対する付きまとい、誹謗中傷行為等、あるいはむすび丸、協議会及びその関連企業に連絡や面接を強要する行為
 - ・むすび丸、むすび丸の関係者またはファンクラブの他の会員を含む第三者に対して危害を加え、または危害を加える旨を告知するなどして、困惑・畏怖させる行為
 - ・各種交通機関（航空機、電車、船舶、乗用車を含むがこれに限らない。）または公共の場においてむすび丸、むすび丸の関係者を追尾するなどして、むすび丸、むすび丸の関係者の関係者またはファンクラブの他の会員を含む第三者の通行を妨げ、もしくは進路を妨害する行為、その他各種交通機関の運行等に支障を生じさせる行為
 - ・手段の如何を問わず、ファンクラブの運営、協議会の業務に支障をきたす行為
 - ・協議会が会員に告知する情報を他の媒体に転載する行為または会員以外の第三者に漏えいする行為
 - ・法令に違反する行為または違反するおそれのある行為
 - ・その他、ファンクラブの会員としての品位を欠き、不適切と判断される行為
- 2 前項に該当する行為により協議会またはむすび丸、むすび丸の関係者、その他第三者が損害を被った場合は、当該会員はこれを賠償するものとする。

（会員資格の喪失）

第13条 会員が会員資格の有効期間中に、ファンクラブの退会を希望する場合、当該会員は協議会所定の退会申請を行い、協議会による退会手続の完了後、会員資格を喪失するものとする。

2 会員が以下各号の事由のいずれかに該当する場合、何らの通知や催告を要することなく即時に会員の地位やそれに伴う一切の権利を自動的に失うものとする。本項に基づく強制退会処分時点でファンクラブの会員資格に基づき参加を申し込んだイベントがあった場合、入場の権利は無効となる。また、本項により強制退会処分に付された会員は、損害賠償請求等の一切の権利行使ができない。

- (1) 入会後に第7条第1項の条件を充たさなくなった場合、または入会時点以降において会員が第7条第1項の条件を充たしていなかった事実があることが判明した場合
- (2) 会員が前条の禁止行為を行った場合や、その他本規約に違反する行為をした場合
- (3) 登録された会員名義の人物以外の第三者が当該登録会員の名義を冒用したことが合理的に疑われる場合など、会員登録された名義人本人のファンクラブへの入会意思または会員資格更新意思がないと判明した場合

（損害賠償）

第14条 会員は、ファンクラブの利用に関して、自己の責めに帰すべき事由により協議会、むすび丸及びむすび丸の関係者、またはその他の第三者に対して損害を与えた場

合、これを賠償する責任を負う。

- 2 会員は、ファンクラブの利用に関し、他の会員またはその他の第三者からクレームや請求を受け、または紛争が生じた場合、自己の責任と費用負担でこれを解決するものとする。

(免責)

第15条 協議会は、本サービスの内容、本サービスで提供する情報等に関し、その完全性、正確性、最新性、その他いかなる保証も行わない。

- 2 協議会は、本サービス、各種情報の提供に関して発生した会員の直接または間接の損害につき、当該損害が協議会の責めに帰すべき事由により発生した場合を除き、いかなる責任も負わないものとする。
- 3 会員がパーソナルコンピュータ等のデジタル機器や協議会が推奨するインターネット環境等を利用しないことにより、全部または一部のファンクラブ会員特典及びサービスを受けられない場合や、情報伝達が遅れるなどの不都合が生じた場合において、協議会はいかなる責任も負わない。
- 4 協議会が通知したお知らせに対して、会員が申込期限内に申し込まなかった場合（会員がお知らせを確認しないまま期限を過ぎた場合も含む。）には、申込の権利は失効し、会員は一切の異議を申し述べることができない。
- 5 開催日が指定された参加券等を会員が確認しないまま当該開催日を過ぎた場合には、当該参加券等は全て無効となる。
- 6 郵送機関等による手続上の不備・不具合やお客様による手続き上の不備に関し、協議会は責任を負わない。

(個人情報の取り扱いについて)

第16条 協議会は、協議会の個人情報の取り扱いに従って、会員からお預かりした個人情報を取り扱うものとする。また、退会等により会員の資格を喪失した場合、個人情報は削除されるが、下記の事由に該当した場合は、目的達成のため一定期間保持することがある。

- (1) 本規約に反する行為者の会員情報
- (2) その他本サービス提供に当たり協議会が必要と判断した場合

(サービスの停止・中止・変更等)

第17条 協議会は、以下の各号に該当する場合、本サービスの全部または一部の提供を停止・中止・変更等することがある。

- (1) 本サービスを提供するために使用する設備について、障害が発生し、または保守点検もしくは改修等を行う場合

(2) 火災、停電、天災等の不可抗力により本サービスを提供できない場合

(3) その他、協議会が本サービスの停止・中止・変更の必要性があると判断した場合

2 前項の場合、協議会が適当と判断する方法で事前に会員に通知するものとする。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

3 協議会は、むすび丸等の活動状況並びにその他の事情により、ファンクラブを閉鎖することができる。

(規約改正)

第18条 本規約を改正する場合は、ホームページに表示した時点からその効力を生じるものとする。

(補足)

第19条 この規約に定めるもののほか、ファンクラブの運営に関して必要な事項は会長が別に定める。

付則

この規約は、令和8年3月19日から施行する。